

国分寺街道及び国 3・4・11 号線周辺まちづくり協議会のルール(案)

1 協議会開催の周知

- 協議会の開催周知は、「市報」「市のホームページ」及び「まちづくりニュース」等で行います。

2 資料の事前配布

- 協議会資料は、原則として会議一週間前を目安に事前配布します。

3 協議会の公開

- 会議は、原則公開とします。また、メディアの取材が入る場合があります。

4 協議会の時間

- 会議時間は、原則として2時間以内とします。

5 協議会録の作成と周知

- 協議会后、2週間を目途に協議会の議事をまとめた協議会録を作成します。
- 協議会録は、会長の確認を得た後、まちづくり推進課、情報公開コーナー（オープナー）および市のホームページにて公開します。

6 協議会資料の公開

- 会議資料は、原則公開します。
- 会議資料は、会議終了後、まちづくり推進課、情報公開コーナー（オープナー）および市のホームページにて公開します。

7 懇談会意見及び内容の報告等

- 市は、地域の皆さんとの意見交換の場として懇談会を適宜開催し、その意見及び内容を協議会に報告します。協議会は、その意見等を踏まえて検討します。

8 その他

- 以上の他、必要な事項は、別に定めるものとします。